

岐阜県公報

第 四 百 五 十 四 号

令 和 五 年 十 二 月 十 九 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(森 林 保 全 課) 五九二
(道 路 維 持 課) 五九二

訓 令 甲

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 五九二

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定

(農 地 整 備 課) 五九二

告 示

岐阜県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字橋詰三一九五、字ワルビラ三三〇九、三三二四、字横ヶ平三四二

二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

() 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅延長		備考	
県道		公乗 園鞍線		高山市丹生川町久手字細越谷五〇六番六地先から同市同町同字まで五〇六番四地先まで		後	前	ル (メート)	延 長 ル (メート)		
						七・五 三・〇	七・五 二・四				
						五・七	五・七				

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第七十一条の第十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第九十条第五項、第四百四十四条の四十七第五項及び第七十一条第五項」を「第七十一条の第十四第六項、第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第九十条第六項、第四百四十四条の四十七第六項及び第七十一条第六項」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年一月一日から施行する。

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
大垣上石津地区	大垣市役所	令和五・一二・一九から同六・一・二三まで

令和五年十二月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編 集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社